

社会福祉 横浜市社会福祉協議会 社会福祉事業振興資金運営規則  
法 人

(目的)

第1条 この運営規則は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会社会福祉事業振興資金設置規程(以下「規程」という。)第25条により規程の施行に関して必要な細部の事項を定めるものとする。

(申込書の様式並びに添付書類)

第2条 規程第14条の社会福祉事業振興資金借入申込書(以下「申込書」という。)は様式第1号によるものとし、その他関係書類とは次のものをいう。

- (1)事業又は施設の目的及びその概要等
- (2)各種計画書(実施又は整備計画・資金計画・償還計画)
- (3)資産の状況
- (4)法人の定款又は寄付行為
- (5)当該年度の収支予算書
- (6)前年度の収支決算書
- (7)事業資金及び償還財源の調達を証明する書類
- (8)負債明細書及び負債の償還計画書
- (9)連帯保証人の年収並びに資産を証明する書類
- (10)その他資金借入に必要な書類

(金銭消費貸借契約証書)

第3条 規程第20条の金銭消費貸借契約証書は、様式第2号によるものとする。

(実地調査)

第4条 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の会長(以下「会長」という。)は、申込書を受理したときは、委員会にはかるまえに、原則として実地調査を担当職員に命じ、施設整備費及び保育所購入費については、社会福祉事業振興資金借入申込者調査書(様式第3号の1)によりその報告をさせるものとする。

(他の資金との関係)

第5条 会長は、本資金と類似の制度を利用できる場合は、原則としてその資金を利用するよう指導するものとする。

(代表者の連帯保証)

第6条 償還の確実を期するため、法人の代表者は、規程第8条の連帯保証人とともに個人として連帯保証をするものとする。

(連帯保証人の保証能力)

第7条 連帯保証人の年間収入額合計は、償還計画による年間の償還額の4倍以上なくてはならない。

2 連帯保証人の資産額合計は、借受額の2倍以上なくてはならない。

(連帯保証人に対する償還の督促)

第8条 借受人が契約に基づく債務の履行を3ヶ月以上にわたって怠ったときは、会長は、連帯保証人に対してもその債務を請求するものとする。

付 則

この規則は、昭和46年5月29日から実施する。

付 則

この規則は、昭和49年7月23日から実施する。

付 則

この規則は、昭和63年4月1日から実施する。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

この規則は、平成15年9月1日から実施する。

付 則

この規則は、平成16年1月1日から実施する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から実施する。